

Ⅳ 農作物の部

解 説

この部には、「作物統計調査」の作付面積調査及び収穫量調査による作付面積、10 a 当たり収量、収穫量及び農作物の被害など、農作物の生産に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 作付面積調査及び収穫量調査

ア 調査対象

(ア) 水稻

水稻の栽培に供された全ての耕地

(イ) 水稻以外の農作物

a 作付面積調査

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

b 収穫量調査（茶を除く。）

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体。また、都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、併せて標本経営体調査を実施することとし、2020年農林業センサスにおいて、調査対象作物を販売目的で作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体の中から作付面積の規模に比例した確率比例抽出や系統抽出により、調査対象経営体を抽出した。

c 収穫量調査（茶）

荒茶工場

(ウ) 主産県

全国の区域を範囲とする調査を作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに実施する作物について、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、令和4年産において主産県を調査の範囲として実施したものは別表－1「主産県調査対象作物の調査対象都県一覧表（令和4年産）（関東農政局）」を参照されたい。

イ 調査期日

収穫期（ただし、水稻、果樹及び茶の作付（栽培）面積は7月15日、豆類作付面積は9月1日）

ウ 調査方法

(ア) 水稻

作付面積は、抽出された標本単位区内で水稻が作付けされている筆から1筆ごとに現況地目、耕地の境界及び作付けの状況を確認する（対地標本実測調査）。実査により得られた標本単位区の現況の水稻作付見積り面積の合計から全体の面積を推定し、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

収穫量は、抽出された標本単位区内で、水稻が作付けされている筆から1筆を無作為に選定して実測調査を行う筆（以下「作況標本筆」という）の対角線上の3カ所を調査箇所を選定し、株数、穂数、もみ数等の実測調査を行って、各作況標本筆の10 a 当たり玄米重を決定し、これを基に都道府県別の10 a 当たり玄米重平均値を算出。これにコンバインのロス率や被害データ等を加味して検討を行い、都道府県別の10 a 当たり収量を推定する。

さらに作況基準筆の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集による作柄及び被害の見積りによって推定値を補完する。これにより推定した10 a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

被害量は、農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を職員又は統計調査員が巡回・見積りで把握する。

(イ) 水稻以外の農作物

関係団体（標本荒茶工場を含む。）に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。

収穫量の集計は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた10 a 当たり収量に作付面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(2) 被害及び被害量

被害量は、農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を職員又は統計調査員による巡回・見積りで把握する。

なお、農作物災害種類別被害統計（被害応急調査結果）は、令和3年をもって調査を終了した。このため、水稻以外の農作物の被害面積や被害量は掲載しない。

2 定 義

作 付 面 積	は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。
栽 培 面 積	茶など、は種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物が栽培されている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積り、栽培面積として計上した。
結 果 樹 面 積	栽培面積のうち生産者が当該年産の果実を収穫をするために結実させた面積である。
摘 採 面 積	茶の栽培面積のうち、摘採した実面積をいう。
10 a 当たり収量	実際に収穫された10 a 当たりの収量をいう。
収 穫 量	収穫し、収納がされた一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。
年 産 区 分	収穫量の年産区分は収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）をもって表す。ただし、作業、販売等の都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。 また、野菜の年産区分は原則として、春、夏、秋、冬の4季節区分（収穫・出荷時期区分）を1年産として取り扱うこととし、この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分した。
野菜の季節区分	年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中するので、これらを考慮し、主たる収穫・出荷期間により季節区分を設定した。 具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に定められた区分である。 なお、野菜の品目別年産区分・季節区分は別表－2のとおり
出 荷 量	収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた販売重量をいう（種子用、飼料用として販売したものは含まない。）。 また、花きについては、収穫されたもののうち販売に供されたものの量をいう。
被 害	ほ場において、栽培を開始してから収納するまでの間に、気象的原因、生物的原因その他異常な事象によって農産物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。 なお、平成29年産からは、6種類（冷害、日照不足、高温障害、いもち病、ウンカ及びカメムシ）としている。
被 害 面 積	農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積をいう。
被 害 量	農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。